平成31年度森林技術者育成事業　森林技術者研修実施概要

平成31年4月22日

静岡県森林組合連合会　指導課

1.当研修の参加要件

　研修生及び経営体の要件については、以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 【研修生】 | 【経営体】 |
| ・「緑の雇用」事業におけるフォレストワーカー研修の受講経験がない者・林業就業経験が通算5年未満の者・林業就業に必要な健康状態の者・研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ・「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に規定された育成経営体（以下「育成経営体」という）・OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体・森林技術者の育成に向けて、計画的に研修を実施することができる経営体 |

2.当研修の種類及び内容

当研修参加者は、以下の（1）集合研修に参加し、併せて（2）OJT研修を実施します。

(1)集合研修

①集合研修とは

　　集合研修とは、6月から11月の期間で、県内の研修生を1か所に集め、基本的な知識・技術・技能を習得させるための座学や実習を行います。1回の研修は基本的に3日間程度として、「緑の雇用」事業のフォレストワーカー1年目の研修生と合同で研修を行います。

会場については、株式会社ふもとっぱら（富士宮市）周辺で実施をし、**費用については、研修の受講に関してはかかりません**が、会場までの交通費や昼食・宿泊費等については、経営体の負担となります。

集合研修の日程については、以下に記載の内容を予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 第1回目 | 6月5日 |
| 第2回目 | 6月19日～21日 |
| 第3回目 | 7月24日～26日 |
| 第4回目 | 9月2日～3日 |
| 静岡県伐木造材競技会　視察研修 | 日程未確定（1日のみ） |
| 第5回目 | 10月28日～29日 |
| 第6回目 | 11月8日 |

②安全講習

　　安全講習とは、以下の表に記載の安全講習のうち、未取得の安全講習のみ受講をします。なお、受講にあたっては、原則カリキュラムで指定された日程及び会場での受講となります。

　費用については、**安全講習の受講料は全額助成されます**が、集合研修と同様に会場までの交通費や昼食・宿泊費については、経営体負担となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 安全講習 | ・普通救命講習・刈払機取扱者安全教育・伐木等業務（大径木）特別教育・玉掛け技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習・網猟、わな猟（※講習のみの実施で、資格の発行は無し） |

(2)OJT研修

①OJT研修とは

　　OJT研修とは、研修生に対して知識・技術・技能の習熟を図るため、各経営体における通常業務の作業を通じた研修を行います。原則6月から11月の期間のうち60日を上限に実施します。

②OJT研修の要件

OJT研修の実施においては、研修生1人あたり1人以上の指導員を配置することとし、指導員は、「林業作業士（FW）の登録」、「しずおか林業作業士の認定」又は「しずおか林業作業士長の認定」を受けている者、若しくはFL研修、FM研修又は指導員能力向上研修修了者とします。また、指導員を配置することができないと認められる経営体については、講師派遣等により研修を実施することができます。

③OJT研修への助成

②の要件を満たし、かつ書類により**実績が確認されたOJT研修について、その日数に応じ60日を上限に日額5,000円を助成します。**

3.当研修への参加申請

　1の参加要件を満たし、当研修に参加を希望する方は、所定の参加申請書及び添付書類を5月17日（金）※必着までに研修事務局までメールにてご提出下さい。

※申請書様式の電子データは本会HP（<http://www.s-kenmori.net/>）の「最新のお知らせ」

からダウンロードして頂けます。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | ・森林技術者　参加申請書（添付様式　様式①、様式②、様式③）・研修生の履歴書・研修生の取得済み安全講習の修了証の写し・指導員の以下の資格の登録・認定等の証明書類≪林業作業士（FW）、しずおか林業作業士、しずおか林業作業士長、FL研修、FM研修、指導員能力向上研修≫ |
| 研修事務局 | 【担　当】指導課　杉山、勝亦【電　話】054-253-0195【送付先】a-sugiyama@s-kenmori.net |